

2月21日（木）

平成 20 年 2 月 21 日 (木 曜 日)

午前 10 時 30 分開会

出席議員 (44 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 米 良 政 美 (同)

- 50 番 坂 元 裕 一 (自由民主党)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|--|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 | |
| 総合政策本部長 | 村 社 秀 継 | |
| 総 務 部 長 | 渡 辺 義 人 | |
| 地 域 生 活 部 長 | 丸 山 文 民 | |
| 福 祉 保 健 部 長 | 宮 本 尊 一 | |
| 環 境 森 林 部 長 | 高 柳 憲 一 | |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 高 山 幹 男 | |
| 農 政 水 産 部 長 | 後 藤 仁 俊 | |
| 県 土 整 備 部 長 | 野 口 宏 一 | |
| 会 計 管 理 者 | 甲 斐 景 早 文 | |
| 企 業 局 長 | 日 高 幸 平 | |
| 病 院 局 長 | 植 木 英 範 | |
| 財 政 課 長 | 和 田 雅 晴 | |
| 教 育 委 員 長 | 江 藤 利 彦 | |
| 教 育 長 | 高 山 耕 吉 | |
| 公 安 委 員 長 | 田 代 知 代 | |
| 警 察 本 部 長 | 相 浦 勇 二 | |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 | |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長 | 石野田 幸 蔵 | |
| 事 務 局 次 長 | 弓 削 孝 幸 | |
| 総 務 課 長 | 馬 原 日 出 人 | |
| 議 事 課 長 | 四 本 孝 章 | |
| 政 策 調 査 課 長 | 富 永 博 章 | |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 美 彦 | |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦 | |
| 議 事 課 主 査 | 山 中 康 二 | |
| 議 事 課 主 査 | 隈 元 淳 二 | |

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成20年2月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、19番中野廣明議員、29番満行潤一議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、32番濱砂守委員長。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) 御報告をいたします。

去る2月14日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成20年2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、当初予算案18件、補正予算案12件、条例16件、予算、条例以外の議案が5件の合計51件となっております。このほか1件の報告があります。また、人事案件が追加提案される予定でありません。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から3月19日までの28日間とすることを決定いたしました。議事日程は、お手元に配付されております日程表のとおり取り進めることで確認いたしました。

今期定例会は、2月27日から3日間の日程で

代表質問、3月3日から3日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数を6名とし、質問順序及び質問時間は、自由民主党120分以内、社会民主党55分以内、愛みやざき50分以内、公明党45分以内、民主党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を13名以内とし、質問順序は26日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。以上のとおり、質問について確認決定をいたしたところでございます。質問内容については、後刻配付されます質問時間割及び質問項目表により御確認願います。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。まず、3月6日から7日までの間で各常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち、補正予算及び補正関連議案を審査の上、3月10日の本会議で各常任委員長の審査結果報告を願います。その後、3月11日から14日までの間で、同じく委員会において当初予算及び当初関連議案を審査の上、最終日に議案・請願の審査結果報告を願います。また、同じく最終日には、今年度設置しております4特別委員会の調査結果報告を願います。

以上で当委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力を賜りますように、お願いをいたします。以上でございます。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りいたしま

す。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月19日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第51号まで上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第51号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで知事に、今後の県政運営についての所信及び議案の提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 平成20年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営について私の所信の一端を申し述べますとともに、平成20年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

私は、昨年1月の知事就任以来、一刻も早く宮崎県政の再生を果たしたいとの一念で、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを目指して、全力で取り組んでまいりました。

1年目の昨年は、どん底からのスタートでありました。振り返りますと、高病原性鳥インフルエンザの相次ぐ発生や、たび重なる台風の来襲、さらには不適正な事務処理問題など、さまざまな困難に直面してまいりました。私自身、

見るもの、聞くものが初めての中で戸惑いもありましたが、がむしゃらに必死の思いで、ただただ「宮崎をどげんかせんといかん」との思いで、全力で走ってきたように思います。この間、県議会や県民の皆様を初め、多くの方々の温かい御理解と御協力をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

私は、宮崎のよさを全国に向けて発信し、ひいては宮崎県民に自信を持っていただきたいと考え、「ピンチをチャンスに変える」という発想で取り組んだ地鶏のトップセールスを皮切りに、マンゴーや宮崎牛等の県産品のPRに努めてまいりました。さらに、「無から有を生む」という視点で県庁ツアーを始めたところ、来庁者が33万人を超え、県産品の売り上げや宿泊者数も増加するなど、宮崎の知名度は飛躍的に高まり、多くの皆さんに宮崎のよさを実感していただくことができたものと考えております。

今や、全国に「宮崎ブーム」が広がるまでに至っております。知事として2年目を迎えたこととしては、まさに宮崎の真価が問われる年であります。私は、この1年を「ブームから定番へ」をモットーに、本県がオンリーワンの存在感のある自治体となることを目指して、新しい宮崎の創造に向けた取り組みをしっかりと推し進めてまいりたいと考えております。

我が国は今、少子高齢化が進行する中、人口減少社会を迎え、年金や医療、介護の問題を初め、社会のあらゆる面で大きな変革期にあります。また、日本経済は全般的に回復基調を維持していると言われておりますが、県民生活の中でその実感は乏しく、大都市圏との地域間格差や所得格差の拡大が指摘されております。

こうした中、本県は、産業振興、交通網の整備、中山間地域対策や子育て・医療対策など、

さまざまな課題を抱えております。特に中山間地域においては、過疎化・高齢化の進展に伴って、集落機能の低下、耕作放棄地の増大など厳しい状況にあります。

地域間の格差問題は、都市と地方の対立の構図でとらえられがちですが、むしろ「地方あつての都市」「都市あつての地方」という「共生」の考え方に立つことが重要であると、私は考えております。

このような考えのもと、格差の解消に向けて、「地方をどげんかせんといかん」と地方から大きな声を上げていくとともに、本年を宮崎再生への正念場の年と位置づけて、中山間地域対策を初め、植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策といった喫緊の課題や、雇用の促進、高速道路など交通網の整備、教育の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。課題は山積しており、本県だけでは解決が困難なものばかりではありますが、前例にとられない柔軟な発想で、スピード感を持って果敢に挑戦してまいりたいと存じます。

昨年開催された「和牛のオリンピック」と言われる全国和牛能力共進会で、宮崎牛が実力日本一と評価されたように、本県はさまざまな分野で大きな可能性を秘めています。高い潜在能力を有しております。全国的に宮崎が注目される中、県勢をさらなる高みへと飛躍させるためには、県民の皆様一人一人が、本県の潜在能力に気づき、県づくりに積極的に参画することが何よりも大事であります。

今、宮崎は大きなチャンスに直面しています。これからが宮崎の正念場です。この宮崎ブームが一過性で終わることなく高どまりできるように、県民の皆様と一体となって、県民総力戦で宮崎の未来を切り開いてまいりたいと存じ

ますので、県議会を初め、県民の皆様の御理解と一層の御支援をお願い申し上げます。

次に、平成20年度の予算編成について申し上げます。

私にとりまして初めての通年予算となる平成20年度予算につきましては、「財政改革の着実な実行」「新みやざき創造戦略に基づく重点施策の推進」「県民目線による見直し・県民総力戦による実行」を3つの基本方針として編成を行ったところであります。

具体的には、「行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムを着実に実行することにより、財源の捻出に努め、収支不足の圧縮等を図るとともに、本県が抱える政策課題に的確に対応するため、選択と集中の理念のもと、新みやざき創造戦略に基づく施策のうち、「中山間地域・植栽未済地対策」「子育て・医療対策」「建設産業対策」を特に重点的に推進すべき施策として取り組むこととしたところであります。

また、事業仕分け委員会を初め、県民フォーラムや県民ブレイン座談会などの機会を通じていただいた県民の皆様からの意見や評価等を参考にしながら、すべての事業について県民目線で見直し、事業の再構築を図るとともに、ボランティアやNPOを初めとする民間との協働に積極的に取り組むことといたしました。

この結果、平成20年度の当初予算案は、一般会計5,590億8,600万円、特別会計75億4,625万6,000円、公営企業会計420億4,170万9,000円となり、一般会計につきましては、前年度の肉づけ後の予算額と比較して、1.0%の減となったところであります。

なお、一般会計の歳入財源といたしましては、県税962億円、地方交付税1,859億4,300万円、国庫支出金839億5,415万円、県債685

億6,750万円、その他1,244億2,135万円を充当することといたしております。

次に、平成20年度重点施策の概要及び主な新規・重点事業について御説明申し上げます。

まず、3つの重点施策の概要についてであります。

第1点目は、「中山間地域・植栽未済地対策」であります。

本県の県土を大きく占める中山間地域は、人口の減少や高齢化の進行等により、地域活力が低下しており、維持・存続も危ぶまれる集落も見られるなど、大きな課題が生じております。

中山間地域の衰退は、本県全体の衰退につながるものであり、中山間地域の活力再生を図るため、その実態を踏まえた短期的・中長期的施策を総合的に展開していく必要があります。

このため、地域の課題を地域の人々が解決するコミュニティビジネスの創業や、行政と住民が連携した地域再生計画の立案・推進など、中山間地域の再活性化を図るための取り組みを重点的・総合的に支援してまいります。

また、高品質で収益性の高い農業の定着による地域活性化を図るため、県と市町村が拠出する基金により、山間集落での地域提案型の農業活性化の取り組みに対し助成を行うことといたしました。

植栽未済地対策としましては、木材価格の長期低迷等により、現在、約2,000ヘクタールの植栽未済地が存在するなど、国土の保全や水資源の涵養等、森林の有する公益的機能の低下が懸念されることから、現在ある植栽未済地を3年でゼロにすることを目指すとともに、新たな植栽未済地の発生を抑制するため、計画的な再造林を推進するなど、健全で多様な森林の整備に総合的に取り組んでまいります。

このほか、適正な伐採や植栽についての指導・監視体制の強化、長伐期施業の普及・定着化を図るほか、市町村が行う公益上重要な森林の保全管理や県民等が取り組む森林づくり活動を支援してまいります。

第2点目は、「子育て・医療対策」であります。

子育て支援につきましては、安心して子供を生み、育てられる社会づくりを一層強力に推進するため、昨年7月に、私を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」を設置し、庁内体制の強化と県民総力戦による機運の醸成に努めてきたところであり、今後、さらなる施策の充実を図ってまいります。

まず、乳幼児医療費助成について、入院外の助成対象年齢を、これまでの3歳未満から小学校入学前まで拡大し、入院・入院外とも小学校入学前までの乳幼児に対し助成を行うことといたしました。

また、社会全体で子育てを応援する機運づくりや、地域のきずなや近所づき合い等を活用した持続的・自立的な子育て支援の仕組みづくり、認可外保育施設の安全対策に取り組んでまいります。

このほか、少子化の要因である未婚化・晩婚化に対応するため、独身男女の出会いの機会づくりとなる取り組みを支援してまいります。

医療対策としましては、本県の人口当たりの医師総数は全国平均を超えている状況にあるものの、県内での地域偏在や小児科など特定診療科の医師不足が大きな課題となっていることから、さらなる医師確保対策に努めてまいります。

このため、医師派遣システムの運営や医師修学資金の貸与、県内公立病院求人情報等の全国

への発信、研修医の受け入れ強化など、関係機関と一体となって、地域医療の現場を支える医師の安定的な確保に取り組んでまいります。

さらに、県内の小児医療体制構築のため、小児科専門医の育成確保や小児救急拠点病院の整備を図るなど、「子ども医療圏プロジェクト」を推進してまいります。

第3点目は、「建設産業対策」であります。

社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、中山間地域等における地域経済と雇用を支える重要な産業の一つであります。

しかしながら、近年の建設投資の大幅な減少に加え、一般競争入札の導入など入札制度改革により、建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況となっております。このため、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりなど、県内建設産業の健全な発展を図るため、総合的な対策を講じてまいります。

まず、経営相談や業者研修会を引き続き実施するとともに、新分野進出に関するセミナーの開催や経営革新プラン策定を支援するほか、新分野での事業定着をより一層促進するため、初期経費に対する補助限度額を引き上げることといたしました。

また、専門家で構成された支援チームによる助言を行うとともに、中小企業融資制度に新たに「建設産業等支援貸付」を創設し、建設業者等の経営基盤強化や新分野進出を支援してまいります。

このほか、地域企業育成型の総合評価落札方式を導入し、技術力や地域貢献度の高い地元の業者が受注しやすい環境を整備することにより、地域の建設産業を育成してまいります。

最後に、これら3つの重点施策のほかに、平

成20年度に取り組むこととしている主な新規・重点事業を御説明申し上げます。

まず、「新みやざき創造戦略」に基づく事業であります。

「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略の関係では、本県中等教育の一層の充実向上を図るため、新たな中高一貫教育校の北諸県地区への設置に向け、検討を行うことといたしました。

また、障がいのある子供の教育を推進するため、延岡地区の特別支援学校3校を統合し、延岡西高校跡地に、複数の障がいに対応できる新たな特別支援学校を設置するための基本構想を策定することといたしました。

「成熟社会における豊かな暮らし」戦略の関係では、障がい者の就労支援について、県内の就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃水準の向上を図るため、各事業所の工賃向上計画策定を支援してまいります。

また、地域安全対策では、日向地区の治安維持拠点施設として、災害に強く、県民が安心して利用できる警察署庁舎の効率的な整備に向け、調査検討を行うことといたしました。

「『経済・交流』拡大」戦略の関係では、宮崎が持つさまざまな魅力やブランド産品などを効果的にアピールする戦略的なPR施策を推進してまいります。

また、企業誘致につきましては、知識、人脈が豊富な民間企業経験者を企業誘致専門員として県外に設置し、誘致活動の充実強化を図ることといたしました。

その他の分野では、まず県民との協働を推進するため、引き続き提案公募型のモデル事業等を実施するとともに、市町村の協働事業導入への取り組みを支援してまいります。

市町村合併関係では、財政状況が特に厳しい

合併関係市町村を対象に、高金利地方債の繰り上げ償還を支援する無利子の貸付金制度を創設することといたしました。

福祉保健関係では、「自殺ゼロ」プロジェクトとして、自殺防止のための行動計画の策定や普及啓発活動、自殺未遂者や遺族への支援を行ってまいります。

また、保健所等で引き取り、捕獲した犬・猫のうち、譲渡可能なものを専用施設で一定期間飼養するとともに、NPO等と連携して譲渡の推進と適正飼養の普及促進を図ってまいります。

農業関係では、配合飼料価格の急激な高騰に対応するため、耕畜連携による自給飼料のさらなる確保やコスト低減対策に取り組むこととしたほか、地球温暖化に対応した本県農水産業のあり方を検討することといたしました。

次に、予算関係以外の議案について御説明申し上げます。

議案第19号「宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例」は、県民起点の政策立案や県民協働を推進し、質の高い県民生活の実現を図るため、県民政策部の設置等を行うための条例の改正であります。

議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、簡素で効率的な組織体制の整備を図るため、県税・総務事務所及び福祉こどもセンターの設置等を行うための条例の改正であります。

議案第25号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例」は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、県が設置する宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金の運営等に関し、必要な事項を定めるための条例

の制定であります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊にて同時提案しております平成19年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することといたしました。補正額は、一般会計減額203億3,163万6,000円、特別会計減額8億9,633万7,000円、公営企業会計19億8,691万4,000円であります。この結果、平成19年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,479億445万3,000円となり、これに要します一般会計の歳入財源は、県税減額17億6,000万円、地方交付税23億2,221万8,000円、国庫支出金減額101億6,981万3,000円、繰入金減額70億2,467万2,000円、県債減額34億2,731万3,000円、その他減額2億7,205万6,000円であります。

次に、平成19年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。公共事業等について、国庫補助決定が年度後半になったこと及び用地買収に日時を要したことなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第51号は、一般県道鰐塚山田野停車場線17年発生道路災害復旧事業鰐塚山トンネル工事の請負契約の変更について、「議会の議決に付すべき契約に関する条例」の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、今回提案しました議案の概要について

御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

井上紀代子
田口雄二

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

動議の提出について

下記の動議を会議規則第18条の規定により提出します。

◎ 議長不信任動議追加上程

記

○坂口博美議長 次に、議長の手元に、権藤梅義議員ほか2名から議長不信任の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立したものと判断いたします。

宮崎県議会議長坂口博美君の不信任に関する動議

お諮りいたします。

(理由)

この際、議長に対する不信任の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛否の採決を行います。本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

今2月議会招集のため2月14日開会された議会運営委員会において、自民党より「道路特定財源確保に関わる緊急決議」を開会冒頭の本日2月21日に議決したい旨の提起がありました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これまで、「意見書」「決議文」においては、冠を「宮崎県議会」とする以上、超党派の賛同を得るための最善の努力をすべく、今日まで努めてきました。

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題といたします。

今回は、7日前に、議事を協議する議会運営委員会に提出されたものでありますから、日程上の最低条件はクリアしているとしても、その賛否については慎重にすべきものであります。

この場合、私の一身上に関する事件でありますので、議長席を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

そこで、社民、愛みやざき、民主の3党会派の幹事長は、議長に、開会初日の議決には無理があるのではないかと、正常化に向けての申し入れを行ったところであります。

〔坂口議長退席〕

午前10時57分休憩

これらに対し、議長・副議長は何らかの調整や自民党からの事情を聞くなど行動を起こしたのか。本来、議長・副議長は、円滑な議会運営のため諸派の意見や提言をしんしゃくし、全体の意見をまとめるべく努力すべきであります。

午前10時58分開議

◎ 提案理由説明

○中村幸一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本件について提出者の説明を求めます。権藤梅義議員。

加えて、地方自治法や議会運営のあり方に照らしても、議員の質問権は議会における最高の権利でありますし、今議会では暫定税率に係る質問を予定している議員もあると思いますが、これが形骸化するおそれがあります。よって、

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 動議の提出に至った経緯を説明させていただきます。

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 県議会議員 権 藤 梅 義

意見書や決議の議会運営上のあり方は質問終了後が適当と考えます。

本来からいけば、議決の協議は本日の開会からスタートするべきものでありまして、問答無用の冒頭の議決と議事運営には賛同できません。また、文言の修正や調整を含めて全党会派の意見を聞く時間を設定する等の創意工夫の余地は十分にあるものと判断します。本来、議長は議会運営の最高責任者であるものと考えますし、議長にはその職権、つまり調整の機能が与えられているものと考えます。よって、議長を不信任とすることを提案するものであります。

[降壇]

◎ 質 疑

○中村幸一副議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑はございませんか。坂元裕一議員。

○坂元裕一議員 提案理由の説明が理解できないのでありますが、地方自治法では、地方自治法第104条で議長の権限、権能というのが記されておりますが、どの部分に抵触したのかですね。ということは、どういうことかということ、私どもが議会の代表として代表権等を持つ議長を選んでおるわけですから、その方の不信任案が出るということは、本人の名誉はもとよりであります。議長に指名した私どもにとっても大きな名誉にかかわることでもありますから、その地方自治法に背反する部分をひとつ御指摘願いたいと思います。

○榎藤梅義議員 先ほど提案理由で述べましたように、私どもは地方自治法等に基づき、あるいは議会運営の規則等に基づきまして、基本的に宮崎県議会という冠をいただく以上は、議長

・副議長を中心にして、超党派の意見調整というものをやってまいりました。このことは、議長・副議長には職権としてあるんだと。例えば、先般行われました国会においても、衆参議院議長のもとに日延べ法案なるものが引っ込められた、調整を受けたということがあるわけでありまして、私の申すところは、そういう意味でございます。

○坂元裕一議員 御案内のとおりだと思いますが、議長職の権限は、地方自治法第104条、議場の秩序保持権、議事整理権、議会の事務統理権、議会の代表権というのがあるわけでありまして、一方では、私どもが出した意見書案というのは、地方自治法第99条で提出がちゃんと担保されておる。あるいはまた、私ども県議会の会議規則でも議案提出権というのが担保されておるわけなんです。議長が調整権を持っているというのは国会法にもないと、私は思っています。事ほどさように、議長が裏のほうでいろいろ調整しなきゃならないというのは、法的な取り定めはないと思っておりますが、もう一つそこをお聞かせください。

○榎藤梅義議員 私は、地方自治法のどの部分でどうということについては、今質問があった部分ではですね……。私が申し上げたいのは、現在まで、私が議員になって17年間ありますけれども、その間、調整ができなかったのは、農産物の輸入自由化の決議と教育基本法の決議のみであります。これは、宮崎県議会という名前でも多数決を用いたというようなことで、それに次ぐ今回の提案ではないか、タイミングを含めて。私はそういう意味から、議長の職権の中には、慣例法としても議長は調整能力は持つというふうに考えるところであります。以上です。

○坂元裕一議員 議会は交渉団体制度で成り立っております。ですから、各会派でいろんな意見が食い違うというのは、よって立つ哲学が違うわけですから、当然であるわけでありませぬ。それをできれば最大公約数にまとめるという努力は、今までやってきたというふうに思いますが、今回の道路特定財源を提出するに当たっては、私どもも論議しました。しかし、去年の4月前は全会一致だったんです。しかし今回は、共産党さんがいらっしゃって、本会議で全会一致になりませんでした。議会運営委員会では、たしか去年の9月だったと思えますが、全会一致で議案を認めています。提出して認めているんです。提出して認めている意見書案を送付したということは、とりもなおさず議会の意思決定なんですよ。議会の意思が決まっているのに、あえてそういうことをしなきゃならないというふうには、多分、議長はお考えにならなかったんだろうと思えますが、やはりそこは何か食い違い、そごが出てきたのでしょうか。

○榎藤梅義議員 私どもは当初から、議長の調整の問題については、異議を、3党会派で調整してくださいよという申し入れはしました。それから、最初の質問の、9月議会で賛成したではないかと。これは、私どもとしては確かに賛成をいたしました。しかし、今回の議会では、道路をつくる・つくらないという問題で反対をしているわけではないのでありまして、文言等の調整で、私どもが賛成に回れるかどうかは調整してみないとわからないし、また、内容が、決議文・意見書については、当然、調整期間を含めた議事運営がなされるべきというふうに考えておるところであります。以上です。

○坂元裕一議員 民主党さんとか自由民主党と

か共産党とか、いろんな政党があるわけですね。ですから、よって立つ政治哲学が違うということは、当然、政策も違うわけですよ。その政策の違いを、この本会議場で県民の前でちょうちょうはっしをするのが、私どもの県民の代表としての立場であり、かつまた政党に所属する政治家としての職務であるというふうに思いますが、それでもやはり、なれ合いで裏で調整して、談合して表に出せということにこだわられるんですか。

○榎藤梅義議員 それは、今発言された人の解釈でありまして、私はそのことについて、一昨年、知事逮捕のときに、裏談合という言葉をもたまたま議長が使われておって、そういうのは使うべきではないという主張もいたしました。私どもが今日、議長に不満がある、副議長に不信感があるということにつきましては、そういうものを踏まえて当然調整、そういうことについて、議会の円滑な運営のためにおられるお二方でありますから、当然汗を流してほしいということで、本日に至ることをねらいとしたものではないわけでありまして、そのことについては誤解のないようにしていただきたいと思えます。以上です。

○中村幸一副議長 星原透議員。

○星原透議員 榎藤議員に質疑をさせていただきたいと思うのですが、今の提案理由を説明する中で、超党派で慎重に賛否をしてほしいという意見がありましたね。だけど、今回の道路特定財源の確保と高速自動車道等の整備促進に関する意見書ということで、民主党さんの田口議員は、去年の9月28日に賛成の立場で討論までいただいているんです。私から見たら、この道路特定財源の件は、今までに過去2回ぐらい、お互いに賛成して、宮崎県議会として国に

ちゃんと意見書として出している案件なんです。ですから、今、文言の調整とか、何がどうかという話もありましたけれども、そういうものよりも、過去に出して、この意見書はずっと継続で生きてきていると私は思うんですね。ただ、ことしの3月末に、もう後ろがない、後がないところで、どういうふうになっていくか。我が宮崎県としては、ほかの県よりも、高速道路においても国県道においても、整備率はおくれているわけなんです。だから、そういうことをどうやって国に訴えて、何とか堅持してほしい、継続してほしいと。その意思を強く訴えるために、きょう冒頭でやる。それしか宮崎県議会としての意思を表明できない。そういう強い意思で、我が会派はこの決議を出そうということでありまして、今まで皆さん方が反対でずっときている問題であれば、まだそれはいろいろ協議することも必要だったと思うんですが、はっきり言って共産党さん以外は賛成してくれるものと思って出した決議案であります。それについての御意見をお伺いいたします。

○権藤梅義議員 冒頭の、田口議員の賛成したじゃないかと。我々も賛成しました。この時点での文言と、今の時点での私どもが出したい文言とは違っております。「男子三日会わざれば刮目して見よ」という言葉もありますが、事は時々刻々と変わっております。私どもは今回、反対討論も予定しておりますけれども、何も道路建設反対ということは一言も言っておりません。地域の実情は、わかり過ぎるほどわかっております。田口議員が決議文の朗読をしたことでもあります。これは商工建設常任委員会の副委員長としてさせていただきました。したがいまして、私どもとしては、現時点と全然違うということでもあります。

以上ですが、逆に、坂元議員、星原議員に質問をさせていただきます。先ほど、坂元議員の発言の中で、自民党さんの案は提出されてしかるべきだ、正当性があるんだと。私どもも正当性は認めます。しかし、質問権の優先順位と決議文・意見書の議決の順位、そういうものをどう考えるか、こういうことではないかと思うのですが、御意見を伺いたいと思います。

○中村幸一副議長 権藤梅義議員に申し上げますが、権藤議員が発議者であります。それについて質疑をするわけですから、逆質疑というのはいかがなものかと思っておりますので、答弁する必要はないと……。進行いたします。

○星原 透議員 私は、今回の議長不信任を本当に不信に思うものであります。これまでずっと賛成してきていた同じような道路特定財源に、自民党のことで汗をかかなかったということで、そんなに簡単に――宮崎県議会の議長でありますよ。そういうものに不信任を突きつけるなどというのは、私は言語道断だと思うんですよ。これについてどういうふうに思われますか。お答えいただきたいと思います。

○権藤梅義議員 動議の提出は、内容については制限されておられません。動議については、ルール上は発案者と賛同者1名ということでありまして、私は何ら問題はないというふうに思っております。それから、先ほどの理由の中で述べましたように、決議文・意見書、そういったものよりも質問権が優先されるべきだと、質問権は最高の議員あるいは議場での権利だ、こういうことを考えての判断であります。以上です。

○星原 透議員 いろいろありますが、14日に、議運の場に一応我が会派としては持ち込みました。その中で、文言だけの修正であれ

ば、文言だけを何とかという話だったら、我が会派も何ら問題はなかったと思うんです。文言だけだったら。ただ、皆さん方は、初日に出すことを云々という話で、私はこう聞いておりますので、それはまた話が違う。今、権藤さんが言われた、前回まで出してきたことと文言が違うということであれば、我が会派が出した文言についておかしいところがあれば、それは修正してもいいだろうと思います。ただ、初日に出すことは——当然、後ろが3月末、そして、これまで知事も一生懸命、全国に向けて発信している流れの中でありますから、それはやっぱり初日に出す意義があるということで譲れないのであります。そういうことで、文言の部分であれば、それは別に可能だったと思います。

○権藤梅義議員 私は、これは言いますが、星原さんのところには行きました。そうしたら、今おっしゃったように、賛成するなら用意があるけれども、賛成しないならこのままいくということだったと思います。私は、これは質問あるいは協議をしてみないとわからない、おまけに、代表質問、一般質問を経ずして、そういうものは出てこないというふうに考えます。議会の最高のルールは、やっぱり質問、議論、こういうところだということ解釈いたしております。

○中村幸一副議長 申し上げますが、こういうことを裏でお話をしたとか、そういったことについては取り上げないで、ここで議論を……。今、権藤議員がおっしゃったことについての質疑でありますから、そのつもりで発言をお願いします。

緒島雅晃議員。

○緒嶋雅晃議員 これは、いろいろ議論しても平行線だと思うんですね。これで採決していた

だいたほうがすっきりするんじゃないかと。そして本当は、これは議案の意見書・決議についての賛成か反対かなのに、こういうことで議長に不信任案を出すこと自体、私はおかしいと思うんです。整わなければ毎回、議長不信任を出さないかんということになりますよ。こういうことをやっては、宮崎県の県議会の権威が失墜することになります。逆に早く採決したほうが宮崎県議会の権威を守ることになる、そう思いますので、採決をしてください。

○権藤梅義議員 最後にしますけれども、私は今の発言は、宮崎県議会の名折れになるというような発言の中身かと思いますが、質問権を軽んじた今回の決議文については、全国でこのことが議論されていけば、逆にそのことが宮崎県議会の名折れになるというふうに考えております。以上です。

○中村幸一副議長 以上で質疑は終わりました。

ここでお諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

◎ 議長不信任動議採決

○中村幸一副議長 これより採決に入ります。

議長坂口博美君に対する不信任の動議について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一副議長 起立少数。よって、本件は否決されました。

暫時休憩いたします。

[坂口議長着席]

午前11時19分休憩

午前11時20分開議

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お手元に配付のとおり、議員より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長朗読]

平成20年 2月21日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 県議会議員 井 本 英 雄
野 辺 修 光
横 田 照 夫
河 野 安 幸
西 村 賢
新 見 昌 安

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

道路特定財源確保に関する緊急決議

◎ 議員発議案第1号追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎ 提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) それでは、発議者を代表して、「道路特定財源確保に関する緊急決議」の提案理由を説明させていただきます。決議案を朗読することによりまして、提案理由説明とさせていただきます。

道路は、経済・社会活動や県民生活を支える基礎的なインフラであり、最も優先的に整備されるべき社会資本である。しかしながら、地方の道路整備は、都市部に比較して大きく立ちおけている。

県民は、都市部に大きくおくれをとりながらも、地方の道路整備が進むことを切に望み、これまで長きにわたり道路特定財源を粛々と負担してきたところである。県民の悲願である東九州自動車道を初め、地域の連携交流を進める国道、通学通勤などの生活に密着した県道、市町村道など数多くの要望が我々にも届いており、道路整備の促進のためには暫定税率を今後も維持することが必要不可欠である。

そのような中、先月の23日に本県を初めとする全国の都道府県議会議員が集結し、「道路特定財源堅持を求める都道府県議会議員総決起大会」を開催し、道路特定財源の暫定税率維持に関連する法案の年度内成立と同財源による「道路の中期計画」の確実な実行を求める決議を行い、国政に強く要望したところである。

仮に、今通常国会で提出されている、道路特定財源の暫定税率延長などを盛り込んだ予算関連法案が不成立となれば、必要な道路整備の遅延や休止などが見込まれるだけでなく、県民生活や経済活動へ多大な影響が出ることが懸念さ

れる。

よって、本議会は、県民と一体となり、生活を営んでいくための必要不可欠な「生命線」である道路整備推進のため、道路特定財源の安定的な確保を求め、次の事項について強く訴えていくことを決意する。

- 1 道路特定財源諸税の暫定税率を延長するなど租税特別措置法等の改正手続を今年度内に確実に成立させること。
- 2 地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。
- 3 県民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく、道路整備に充てること。

以上であります。何とぞ議員諸賢の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○坂口博美議長 提案者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕 民主党県議団を代表し、議員発議案「道路特定財源確保に関する緊急決議」に反対の立場から討論いたします。

道路が、活力ある地域社会の形成はもとより、生活環境の向上など均衡ある地域の発展を図る上で重要な社会資本であることに、異論はありません。まして、本県のように、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高速道路を初め道路の整備が立ちおくれており、宮崎県民が道路整備を「長年の悲願」と表現せざるを得ない実態を見るにつけ、自民党政権に怒りを覚えます。

西九州と東九州の整備の格差は驚くほどで、国が本来、責任を持って国策として完成させなければならないにもかかわらず、さらに言えば、つながっていればこそ道路としての効果も発揮するのにもかかわらず、ぶつぶつと切れた道路の姿をさらしたままです。

昨年9月定例県議会において、全会派一致による「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」において、その要旨は「道路整備の具体的な姿を示した中期的な計画が作成されることになっているが、この計画の内容によっては、本県の道路整備に大きな影響が及ぶことが懸念される。ついては、地方の道路整備の重要性を深く認識され、真に必要な道路整備が早急かつ着実に進められるよう強く要望する」として国に提出しました。過去においても、繰り返し繰り返し県民の悲願を、県議会も共通の思いとして国への要望を提出してきました。

道路特定財源制度が議員立法によってつくられて54年、2年間の時限措置だった暫定税率が

適用されて34年、宮崎県民を初めとして国民は、住みなれた地域がよくなることを信じて、必死で働き、血税を払ってきました。

まさか道路特定財源として積み上げた国民の血税が、国土交通省の職員宿舎、職員給料、レクリエーション費、横浜では民間駐車場が多くあるのにつくられた駐車場、15分置きにある道の駅、地域コミュニティセンター、似た施設が隣にあるのにつくられた文化会館などなど、そして、昨年の特定財源の余り6,000億円に至っては、とうとう使うところがなく、地下鉄に使われています。

また、ゆっくりちよっとずつつくって、当初計画と完了時の事業費が大幅にふえている事例は、中部地方整備局が行った小田井山田共同溝事業では、当初60億円の予定が完了時には202億円、横浜市の環状2号線においては、当初309億円の予定が完了時には1,033億円等々、これらの例は数多くあり、もういいかげんにしてほしいと叫びたくなります。いろいろな箇所の無駄遣いを見るにつけ、財源は十分に確保されていたことは明らかなのに、車の保有台数も多く、まじめに税金を払い続けている宮崎県の道路は、なぜかくもおくれているのか、自民党政権、国土交通省道路局は、宮崎県と宮崎県民に対し十分な説明をすべきです。

税金は本来、国民にとって、公平、透明、納得いくものでなければなりません。自民党政権は、道路特定財源を今後10年延長し、59兆円の財源を確保する法案を提出しています。59兆円についても、なぜ59兆円必要なのか、明確な根拠は示されていないのは御存じのとおりです。

さきに述べました「道路の中期計画」によりますと、過去1年間で11カ所しか整備してこなかった「開かずの踏切」対策の整備を、この1

年間で140カ所整備すると書かれています。これだけではありません。渋滞対策では過去1年36カ所だったものが、この1年で300カ所、交通事故対策では262区間だったものが4,000区間、通学路の歩道整備252キロだったものが2,500キロ、踏切の安全対策においては、たったの13カ所だったものをこの1年で190カ所整備しているのです。まさに実現不可能な数字が羅列されており、ただ単に59兆円ありきで、その道路予算を使い切るための計画と言えます。また、その箇所がどこなのか、どこにするのか、選定の基準は明らかではありません。

宮崎県議会において9月、真剣な議論の末提出した意見書に対する国の回答は、財源確保ありきで、その使い道については明確な基準もなく、宮崎県民の悲願にはこたえていません。高速道路には道路特定財源は使われていませんから、従来どおり通行料を財源としてゆっくりと完成させられていくのでしょうか。

民主党が参議院で国民の皆様から勝たせていただいたことにより、税制について根幹から議論することが可能となりました。民主党は平成15年から、道路特定財源を一般財源化するとともに、税金を大幅に引き下げることがマニフェストで訴え、過去4回の選挙を戦ってきました。今回の議論は、十分に民意を踏まえての議論だと言えます。

税金は、さきに述べましたように、公平、透明、納得が納税者に対する国の責任です。道路特定財源の使い道に関する議論は、道路特定財源を自分たちのお金であるかのように所管してきた国土交通省道路局内部でするのではなく、国民が見ている国会の場で行われるべきです。そうすれば、道路建設のプロセスがガラス張りとなり、国民が必要としない道路の建設をとめ

ることができるようになります。いつまでも道路特定財源を特別会計として国民の目に触れないようにするのはではなく、一般財源化して国民に明らかにすべきです。

真に県民の望む道路建設は、活力ある地域づくり、まちづくりが県民参加のもとに行われ、道路が地域に根づくものでなければなりません。企業誘致の可能性は、道路だけではなく地域の活気も大きな呼び水となるのです。

今期定例会提出の自民党の決議は、「これまでと同じように黙って税金を払い続ければ、いつかは、いつかは道路はできますよ」と、ただただ道路特定財源の確保を県民に求め、その財源の使い道については国土交通省道路局に任せ、責任を放棄していると言わざるを得ません。この決議は、燃料費の高騰で生活にあえぐ県民に、農民、漁民、運送業者等々、各産業を支えている県民に増税を押しつけることとなり、地域経済の活力低下を招くこととなります。疲弊した地域経済への景気対策として有効なのは、働く人たちの可処分所得の向上と、暫定税率撤廃による個人消費を伸ばすこと以外にないのです。

この決議は、県議会各会派の総意を得ておらず、国会の状況からして、議会冒頭に決議する緊急性は全くなく、今期定例会で行われる代表質問、一般質問の質問権を軽視していると言わざるを得ません。今回の道路特定財源の一般財源化、暫定税率撤廃の論議が、陳情陳情、「道路は政治」などと、これまでも煮え湯を飲まされてきた中央集権政治、利権道路建設体質からはきっぱりと脱却し、真の地方分権を確立し、県民の民意をしっかりと受けとめた税制論議となることを切に望み、今回の「道路特定財源確保に関する緊急決議」の反対討論とします。

〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手） 知事におかれましては、道路特定財源維持のために本当に頑張ってくださいました。本当にありがとうございます。テレビ、新聞等で見ると、東奔西走、お疲れじゃないのかなと心配しておりますが、本当にありがとうございます。

それでは、議員発議案第1号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

道路特定財源の暫定税率等については、現在、国会での審議が進められており、廃止を含めたかんかんがくがくの議論がなされております。

そもそも「道路特定財源制度」は、昭和29年に、道路整備を計画的に行うため、道路整備の受益者である自動車利用者に課税し、その税収を道路整備の財源として充当する目的税制度であります。

昭和48年には、立ちおくれた道路を緊急に整備するため、道路特定財源諸税は本則税率を引き上げ、揮発油税で2倍、自動車重量税で2.5倍などの暫定税率とされているところであり、自動車を使用するユーザーが道路の整備費を負担するという理にかなった制度であります。

公共交通機関の発達していない本県においては、車は生活していく上で必需品であります。100人当たりの自動車保有台数を見ても、75.9台と全国平均の59.1台よりはるかに高く、九州では1位、全国でも9位と上位であり、県民は、世帯当たりの道路特定財源の税負担を東京都区部の約2.8倍払っております。

こうして、道路整備は人口の集中している都市部から進められてまいりました。そして、ようやく地方の整備が始まる段階となりました。

ところが、既に道路はもう十分に整備されているとか、道路整備は無駄な公共事業であるという声が聞こえてまいりました。暫定税率を廃止しようというのであります。しかし、本当にそうでしょうか。これは地方の実態を知らない人たちの議論であります。

平成18年4月時点における本県の国県道整備状況を見ますと、国道の整備率は78.6%であり、全国平均の90.8%に比べ大きな開きがあり、全国で44位であります。県道を合わせた整備率も本県は63.8%と、全国平均の73.8%に及びません。国県道すべて、九州の中では最下位という惨たんたるものであります。また、県内の高速道路の供用率は40%しかなく、これも九州では最下位、全国でも43位であります。県民の悲願でもある東九州自動車道が21%、九州横断自動車道延岡線が4%の供用率であり、話にもならないのであります。

ところで、皆さん、現在ある道路特定財源の暫定税率が、もし万一廃止されることになれば、本県において一体どんな事態が生じるか考えたことがありますでしょうか。

本県の道路予算は、平成18年度決算ベースで714億円となっております。そのうち暫定税率等の分が141億円となっております。しかし、単純にその141億円分がなくなるだけではないのであります。暫定税率が廃止されますと、県の手持ちのお金は、一般財源と道路特定財源の本則税率分の合計278億円となります。ほかに歳入としては、国庫補助金と地方債で295億円があるように思いますが、御承知のとおり、これらを使うには、別途自己資金、裏負担分が必要となっております。

ところが、これまでの道路建設に使った借入金の返済が267億円ありますので、手持ち金であ

るところの278億円は、ほとんど借金の返済でなくなってしまうのであります。すなわち、自己資金、裏負担分に充てる分が全くなくなるのであります。つまり、国庫補助事業もできない、起債もできないということになるのであります。新しい道路の建設はもちろんのこと、今、工事を進めている道路も全くできなくなるということでもあります。

それでも必要な道路をつくらうとする場合は、ほかから持ってくるしかありません。福祉や医療、そして教育など、県民生活全体に極めて深刻な影響が生じてくることになるのであります。今の制度を批判するなら、納得できる対案を出していただきたいのであります。

地方に道路はまだまだ必要であります。何十年とやってきた制度を、なぜ今になって廃止しようというのでしょうか。この税は目的税であります。目的をきちんと果たして、廃止するなり一般財源化するなりしていただきたいと思うのであります。

我々の地域には、無尽とか頼母子講とかいったものがあります。月に1回、10人くらいの人が集まって、1人が1万円ずつ出し合います。集まった10万円を今月はAさん、来月はBさんと配ってまいります。ところが、8人目ぐらいまで配ったところで、「もう大体配ったから、この辺で無尽をやめましょう」、そういうことを言ったらどうなりますでしょうか。

本県議会におきましても、これまで何度も道路特定財源の確保について、国に意見書を提出してまいりました。このときには、皆さん賛成であったはずであります。

議員各位におかれましては、ここに至って信念を曲げることなく、趣旨を十分御理解の上、御賛同賜りますよう、よろしく願い申し上

げ、賛成討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。「道路特定財源確保に関する緊急決議案」に対し、反対の立場から討論を行います。

道路が地域経済の活性化や県民生活を支える重要なインフラとして整備される社会資本であることは、言うまでもありません。我が党は、特に交通アクセスが不十分な本県において、東九州自動車道などの高規格道路の建設は必要であり、その財源確保は他の生活道路関連予算の確保とともに優先されるべきものであるとの立場に立ってまいりました。

しかし、これまで道路特定財源の仕組みによって、毎年、国、地方合わせて6兆円もの税金が道路建設にだけ限定され、本来必要な福祉や医療、介護、暮らしの予算は削減しながら、この道路特定財源を使い切るための不要不急の道路建設は膨れ上がってきました。こうした無駄遣いの結果、膨大な財源がありながら、東九州自動車道などの建設が後景に置かれてきたことは否めません。

しかし、政府は、白紙にすると明言していた59兆円にも及ぶ道路中期計画を再び打ち出し、際限のない大型道路建設をさらに推し進めようとしています。その中に、紀伊淡路連絡道路や東京湾港道路など、6本もの長大橋の建設などが含まれています。東京湾には既に東京湾横断道路、アクアラインが開通していますが、当初の想定交通量を大幅に下回る大赤字路線になっています。ところが、さらにもう1本、第二東京湾横断道路を建設しようとしているのが今回の道路中期計画です。まさに際限のない大

型プロジェクトへの大盤振る舞いであり、その財源を保障するのが道路特定財源にほかなりません。

こうした無駄な道路建設、公共事業を見直さない限り、本当に必要な道路整備へ予算を回すことはできませんし、この道路特定財源で不必要な道路をつくり続けることとなります。不必要な大型道路建設を温存しながら、その財源の一部を東九州自動車道に振り向けさせようというのでは、十分な財源確保は困難です。

また、本決議案では、暫定税率の延長をも求めています。本来、地方自治体の財源基盤を再建するには、地方交付税の財源保障・調整機能を強化することこそ必要です。そして何より、道路特定財源の一般財源化を図ることで財源を住民本意に使うことができ、国の責任で、本当に必要な道路整備へ予算を充当させることが可能になってくると思います。

よって、本決議案に示された道路整備促進の財源確保の必要性について理解できるものの、道路特定財源に頼るといふその根本的な手法において、賛意を表明することはできません。

以上、道路特定財源に関する問題点を述べ、一般財源化してこそ、県民の暮らしにも道路整備にも予算を有効に活用できることを強調して、討論を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕 (拍手) 愛みやざきを代表し、ただいま提案されております議員発議案第1号「道路特定財源確保に関する緊急決議」に対し、賛成の立場から討論を行います。

この問題が、国民的関心をもって国会での最大の争点になっていることは論をまちません。民主党が主張する道路特定財源の一般財源化並びに暫定税率の廃止については、県民所得が220

万円という全国的にも下位に低迷する大変厳しい経済状況にある宮崎の中におきまして、「高騰するガソリンの値段を下げしてほしい」との声が多く、多くの県民から上がっているのも事実であります。

しかしながら、一方では、この制度の廃止によって、道路建設の進捗が著しくおくれることなどを考慮いたしますと、高速道路や主要地方道路の整備率が低い本県、特に高速道の開通を一日千秋の思いで待って待って、待ちわびている県北・県南におきましては、現段階での暫定税率維持及び特定財源確保はもっともだと考えております。

私ども愛みやぎきは、宮崎県議会がこのような決議を行うことは当然だとしても、反対意見が存在するのも事実でありますので、反論しにくい雰囲気をつくることは厳に慎まなくてはならない、自由闊達な討論の場をいつでも設けておくべきだとも考えております。そして、知事や執行部におかれましても、行政の中立性には十分配慮すべきだとも考えております。また、道路特定財源の使途などにつきましても、透明化やルール化を図るべきであるとも考えております。

以上をもちまして、賛成討論を終わります。

(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす22日から26日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時50分散会